

# うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

## 【営業時間短縮協力金（那覇市/飲食店）】

### 【申請受付要項】

#### 【対象者】

営業時間の短縮に協力した那覇市内の飲食店を運営している事業者

※屋内施設を有し、屋内で飲食を伴うものが対象。

(屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等は対象外)

#### 【受付期間】

令和2年8月17日(月)から同年9月11日(金)まで

#### 【申請方法】：郵送

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1 なは産業支援センター 503号室  
うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局 あて

※9月11日(金)の消印有効です。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染症防止拡大のため、直接持参には対応しておりませんのでご遠慮ください。

#### 【問合せ先】

沖縄県感染症対策協力金コールセンター※ 電話：098-975-5825

※業務開始は8月20日(木)午前9時からの予定です。

(対応期間：8月20日(木)～9月30日(水) 9:00～17:00 (土日祝日含む))

#### 【備考】

下記団体の会員・組合員等は、申請書類の一部が添付免除される「確認書」を発行してもらうことが可能です。

- 1) 那覇商工会議所
- 2) 沖縄県中小企業家同友会
- 3) 沖縄県社交業飲食業生活衛生同業組合
- 4) 沖縄県飲食業生活衛生同業組合
- 5) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会/那覇市中心商店街連合会
- 6) のうれんプラザ管理組合
- 7) 栄町市場商店街振興組合

## I 営業時間短縮協力金（那覇市/飲食店）の概要

## ■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が改めて拡大する中、新規感染者が中南部地域において増加傾向にあることから、沖縄県は、令和2年7月31日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法という。）に基づき、緊急事態宣言を発出しました。宣言の内容は、8月1日から8月15日までの2週間、那覇市内の飲食店（夜22時以降も通常営業していた飲食店）について、営業時間の短縮（朝5時～夜22時までの範囲の営業）を要請するものであります。

今般、8月1日から15日までの営業時間短縮の協力要請期間のうち、協力要請をした翌日8月2日から15日までの全期間営業時間短縮に応じていただいた事業者を対象に協力金を支給いたします。

## ■受付期間（郵送）

令和2年8月17日（月）から同年9月11日（金）まで

※9月11日（金）の消印有効

## ■支給額

1 事業者あたり一律10万円

※那覇市松山対象の「休業要請協力金」との重複申請（重複受給）はできません。

※那覇市内に対象となる飲食店を複数運営していても、1事業者一律10万円の支給となります。

## II 対象事業者の要件

本協力金の支給対象は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 中小企業及び個人事業主等で、令和2年7月31日（金）時点で、沖縄県による営業時間短縮の協力要請の対象となる那覇市内の飲食店※（夜22時以降も通常営業していた飲食店）を運営する事業者であって、営業時間短縮の協力要請を受けて、令和2年8月2日から15日までの全期間の営業時間の短縮（朝5時～夜22時までの範囲の営業）に応じていただいた事業者。

※ 屋内施設を有し、屋内で飲食を伴うもの。（屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等は対象外）

※ 那覇市内において対象となる複数の飲食店を運営している場合には、全ての営業時間を短縮することが必要です。

- 2 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと、また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## III 申請手続き等

## 1 本協力金の申請に必要な書類等の提出・入手方法

### (1) 提出方法：【郵送】

郵送先：〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1 なは産業支援センター 503 号室  
うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局 あて

### (2) 入手方法：以下の2通りとなります。

a 沖縄県ホームページ：以下のURLから申請書・要項等をダウンロードして下さい。

(URL)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp///site/shoko/keiei/covid19/kyoryokukin.html>

b 沖縄県庁（1階県民ホール）

## 2 申請書類

以下の（1）から（7）までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出（例：営業実態を確認するための税務申告書の写しなど）及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

なお、以下の資料のうち、関係団体（P1【備考】参照）の確認書（日付・押印あり）を有する事業者は、確認書の提出により、以下の（4）（5）（6）に代えることが可能です。

(1) 営業時間短縮協力金（那覇市/飲食店）申請書兼口座振替依頼書（様式1）

(2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（様式2）※

※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）

(3) 本人確認書類（写し）：以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ（様式3）

①（法人）法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類

②（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類

(4) 食品衛生法第52条第1項に基づく、飲食店営業許可証の写し

(5) 令和2年8月2日（日）から同年8月15日（土）までの全期間、営業時間を短縮（朝5時から夜22時までの範囲内での営業に短縮）したことが分かる書類

（以下の①、②又は③のいずれか1つ）

①営業時間短縮を告知するホームページの写し

②営業時間短縮を告知する店頭ポスター等の写真

③営業時間短縮を告知するチラシ、DM等

※営業時間短縮要請の対象施設の名称等が分かるよう工夫してください。

※対象施設と対象外施設が混在している場合には、対象施設が営業時間短縮していることが分かる書類が必要

(6) 施設等の外観及び内部の写真（様式4）

※「飲食店」であること及び対象施設(店舗)の名称が分かる写真

(7) 感染症拡大防止に具体的対策に取り組む事業者※であることを示す、以下の①または②の

いずれかの書類を添付

①「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」の写し

②「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー制度 実施内容」様式 (\*必要事項記載済のもの)

**(説明) 「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」(愛称:シーサーステッカー)について**

沖縄県では、飲食店等をはじめ、感染防止対策に積極的に取り組む事業者に対してステッカーを発行して店舗等の目立つところに掲示いただくことにより、一般の皆様が安心して利用できる店舗・事業所であることを広く一般にお知らせするため、本年8月5日から「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」の取組を開始しております。

各事業者におかれては上記主旨についてご理解いただき、本協力金の申請と併せて、感染防止の取組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

(URL) 「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー」について

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/marketing/new\\_corona/index.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/marketing/new_corona/index.html)

(備考)

①「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」について

上記の県ホームページから申請して、個々の店舗名入りの上記ステッカー(データ)を速やかに発行できますので、なるべくこちらの県HPから申請・発行(プリントアウト)のうえ店舗等に掲示いただくとともに、本協力金の申請添付書類として、同ステッカーの写しを提出いただくようお願いいたします。

② 「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー制度 実施内容」様式について

①の県HPサイトから申請いただくことが困難な事業者については、別添の「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー制度 実施内容」様式の該当項目にチェックマーク☑して必要事項(店舗の名称、所在地、店舗責任者の署名)を記載のうえ、本協力金の申請添付書類として提出してください。

\*ある程度の日数(1ヶ月程度)を要する見込みですが、上記様式の提出を踏まえ、同制度の担当事務局から後日、申請者あてに同ステッカーを送付させていただく予定です。

### 3 支給の決定

- (1) 本協力金の要件に合致することを申請書等により確認（必要に応じて電話連絡又はメール連絡等により申請内容の確認を行います）のうえ、同協力金を支給します。なお、支給の決定は指定口座への入金をもってお知らせすることとします。
- (2) 申告書類に不備がなく、追加書類の提出や内容確認の必要がない場合は、申請書の受理日から1ヶ月程度での指定口座への入金を見込んでおりますが、申請受付開始当初（8月～9月上旬）は多数の申請が想定され、不備申請や重複申請等の状況によっては、支給までに更に日数を要する場合があります。
- (3) なお、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給通知を送付する予定です。

#### IV その他

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本協力金を返還していただきます。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 今回県が実施する営業時間短縮協力金に関連して、今後那覇市が上乘せ給付金(仮称)制度を実施する予定となっております。この上乘せ給付金について那覇市が別途申請を受け付けて審査を行う際の参考として、県協力金の申請内容・支給状況等の情報について、県から那覇市へ情報提供することとなりますのでご了承ください。

**※ 協力金の支給を装った  
詐欺にご注意ください！！**